

令和9年度 仕様書（案）

1 件名

「水辺を活かした観光推進」実証実験委託

2 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

3 業務目的

本区では、令和7年度に策定した「江東区観光推進プラン」（計画期間令和8年度～12年度）において、「水辺を活かした観光推進」を重点プロジェクトの一つとして掲げている。

上記重点プロジェクトの推進にあたり、「日常利用の観光舟運」「多様な船種の共存」「回遊性向上と水辺の価値再発見」を目指すべく、乗船場の夜間利用を含めた観光舟運や多様な水辺活用を通じた実証実験を実施する。

4 業務内容

＜高橋乗船場を拠点とした実証実験（日中・夜間）＞

高橋乗船場 位置：江東区高橋3番地先（小名木川）

概要：浮棧橋方式（長さ20m×幅5m）

令和9年6月1日より、高橋乗船場の利用時間を午前8時（現在は午前9時）から午後8時（現在は時期により午後4時30分または午後6時まで）に変更（予定）。

同日以降、実証実験を実施。

実証実験の期間：令和9年6月1日～令和9年11月30日

（1）高橋乗船場の管理運営業務（詳細は仕様書（案）（別紙）を参照）

① 高橋乗船場の予約管理・利用手続き業務

- ・ 区が導入する乗船場予約システムを使用し、予約管理業務を行うこと
- ・ 実証実験開始前に予約されているものについては、十分に引継ぎを行うこと
- ・ 乗船場の利用手続きは、区と協議の上決定した方法により運用すること

② 高橋乗船場使用時の施錠・開錠業務

- ・ 錠の仕様は南京錠（または南京錠に相当するもの）とし、鍵と錠は区が用意する
- ・ 鍵の適切な管理を徹底すること

③ 夜間利用時の照明使用

- ・ 照明器具については、受託者で調達すること

- ・ 電源設備は区が用意する
- ・ 電源設備の規格は「100v」「30a」
- ・ 照明利用に係る電気利用料は区が負担する
- ④ 高橋乗船場の清掃業務
- (2) イベント実施業務
 - ・ 実証実験期間中、4回の舟運(動力船)イベントを実施すること
 - ・ 舟運イベントの実施に係る経費は、別途契約することとする
(舟運イベント1回あたり260万円(興行中止保険代別)の範囲内で実施)
 - ・ 舟運イベントにおける参加者募集については、区内外に広く周知すること
 - ・ イベント業務報告書は、各回終了後2週間以内に提出すること
- (3) 需要調査
 - ① 舟運事業者・イベント関係者等に対し、乗船場の利用のしやすさ・利用の向上・改善点等について調査を行うこと
 - ② イベント参加者に対し、回遊性向上・満足度(他者推奨度)等について調査を行うこと
 - ③ 需要調査は、4回の舟運イベントのほか、乗船場を使用する他イベントとも連携して2回行うこと(合計6回)
- (4) 調査報告書の作成

需要調査・分析結果をまとめた報告書を作成し、区に提出すること
- (5) 近隣住民に対する実証実験(乗船場利用時間拡大)に関するチラシ作成・配布
 - ① チラシの仕様はA4片面カラーとし、部数は5,000部とする
 - ② 作成時期、配布方法および配布時期は、区と協議の上決定する

5 スケジュール

令和 9 年	4 月	実証実験準備
	6 月	高橋乗船場を拠点とした実証実験開始(予定)
	11 月	実証実験終了(予定)
令和10年	3 月	調査報告書納品

6 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに委託業務計画書を作成し、区に提出すること。
- (2) 業務計画書には、下記事項を記載する。
 - ①業務概要 ②業務工程 ③業務組織計画 ④打合せ計画 ⑤緊急連絡系統図
 - ⑥災害対策組織図 ⑦安全衛生管理計画

7 履行場所

江東区指定場所

8 成果物の提出について

本業務の実施結果（成果物）として、令和10年3月10日までに、以下のとおり納品すること。

- ・調査報告書（電子データ）

9 支払方法

完了後一括払い

10 その他

- （1）受託者は、上記に掲げる業務内容のほか、区が必要と認める業務について、区の要請に従い、速やかに実施するものとする。ただし、その経費については、区と受託者の協議によるものとする。
- （2）受託者が作業中に使用者及び近隣住民等に対し損害を負わせたとき、又は第三者の所有物に損害を与えたときは、受託者の責任により賠償又は原状回復するとともに、区へ速やかに報告すること。また、受託者が作業中に区の施設に損害を与えたときは、受託者の責任により原状回復すること。
- （3）受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、受託者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏洩等の事故が発生したことによって、区が損害を被った場合、受託者は区に対してその損害を賠償するとともに、区が必要と考える措置をとらなければならない。
- （4）本仕様書に定めのない事項については、区と受託者とで協議して定めるものとする。

11 担当

江東区 地域振興部 文化観光課 観光推進係 山岸

電話：03-3647-3312（直通）